

【用語の説明】

- ・ サービス提供商品－直接物品を販売するものではなく、役務を提供するもの。
－ 宿泊代、ゴルフプレー代、飲食代、農業体験代など
- ・ 物販商品－物品を直接販売するもの。

サービス提供商品ですか？

YES

NO

市内で生産または製造された
商品ですか？

NO

クーポン
利用商
品とし
ての登
録はで
きませ
ん。

YES

次の①又は②の対応をしていただけますか？

① 店舗にクーポン利用対象
商品コーナーを設け、対
象外商品との区別が見て
わかるようにする。



② クーポン利用対象商品
に市が配布するシール
を貼付又は商品棚や値
札プレートへ貼付する。



NO

※①②いずれかの場合にも、会計時にクーポン利用対象
商品であるかの確認を行っていただく必要があります。

例：リストによる確認、クーポン利用の確認など

YES

クーポン利用商品を商品リストに記載の上、本市へ提出してください。

※追加で対象とする場合も同様の対応となります。

送付先：urusato@city.iga.lg.jp メールの件名：現地決済型商品リストの提出